

東京地裁宛て
行政訴訟署名
1万1936筆 (23年7月15日)

継承し乗り越える。
11月集会在
イラク戦争反
対闘争で国際

11・19日比谷野音の大結集へ

戦争・新自由主義に立ち向かう労働組合のネットワークを作ろう

「組織する側の人間がいてこそ闘い起きる」

11・19労働者集会に向けた動労千葉・田中康宏前委員長のアピール(6・18国鉄集会の発言)を紹介します。

11月19日に開催される労働者集会の成功に向け、すべての力を集中してほしい。

私たちは歴史の分岐点に立っています。社会のあらゆる機能が戦争に総動員され、労働者の生活や社会がなぎ倒され破壊されようとしています。第3次世界大戦など絶対に起こしてはなりません。そのために必要なのは闘う労働運動です。

悪戦苦闘の26年

11月集会是今年26回目を迎えます。悪戦苦闘と涙の26年間かと思えます。国鉄分割・民営化との闘いに端を発した取り組みでした。「闘う労働運動の全国ネットワークをつくろう。階級的労働運動を甦らせよう」と訴えた頃は、あらゆる勢力がそう訴えていました。今は私たちが以外に一つも存在しません。

なぜやり続けることができたか。国鉄分割・民営化という最大の労組破壊、国家を挙げた新自由主義の攻撃にかちぬいたからです。その後の1047名解雇撤回闘争を、連合の完成を許さない闘いと位置づけました。闘いのすべてを引き継いだのは私たちです。

春闘を見てほしい。連合は崩壊し、決定的な変質が始まって

います。軍需産業、原発産業の守り手になり、大軍拡と核戦争、原発推進で生き延びる。4割の労働者が非正規という現実を作った資本と一体となって非正規労働者の反乱をさせない。自治労や日教組、J-P労組が戦争に向かつて教育、国家、行政機構の守り手になって進む。

労働者の大反乱

もう一点。後の歴史にG7広島サミットと国会が転換点だったと書かれる。戦争に向かつてすべてが雪崩を打つ時代が始まっている。G7サミットにゼレンスキーが登場し、ウクライナ解放の先頭に立っているかのようマスコミが描き出している。バイデン政権やNATOが最新のミサイルや軍需産業すべてを総動員して

鉄道の歴史を覆す大合理化攻撃！

動労千葉 組織拡大で職場に闘う組合を

JR東日本で大合理化が加速している。3月ダイヤ改定平日1日124本の列車削減(昨年は239本減)となり、千葉支社は①茂原統括センター新設と関内全駅(営業)統括センター化、②乗務員による車内清掃、分割併合の誘導業務、③行路内への「その他時間」の導入、④駅業務のさらなる外注化・窓口廃止などを提案しました。

7月1日に茂原統括センター新設と全駅の統括センター化が強行され、千葉・蘇我・佐倉・習志野運輸区の全乗務員に営業統括センターとの兼務発令が行われた。これにより駅への異動



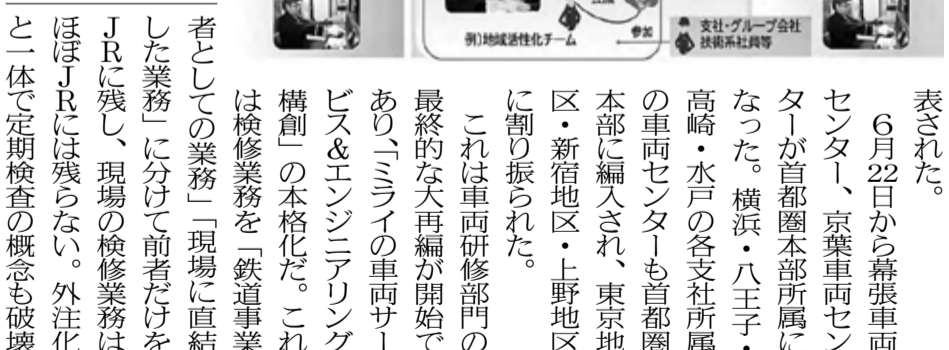
人間が生きていくために必要なものを全部が崩壊しようとしています。国家財政も日銀も全部破綻、それでも戦争する。労働者の賃金は30年間下がりが続けた。春闘で賃金が上がったかのように言われていますが、実質賃金はマイナス。非正規に至ってはもっとひどい状況です。欧州や米国、世界中で起きて

戦後労働運動の柱は戦争反対です。この間の闘いで広島を攻撃を絶対に粉砕する決意で、原水禁運動と僕らの闘いを発展させた。8・6広島8・9長崎の闘いはこれまでの次元を超えなくてはならない。職場からの闘いと戦争反対を一つに戦後労働運動の一番良いところを

を打ち破ることで。闘いを求める労働者がたくさんいます。労働者が自動的に立ち上がることはありません。組織する人間、火花を起す人間がいて初めて闘いになる。本気になって討論を巻き起こしてほしい。必ず10人に1人は組織する側になってくれる。広く深く全力を尽くして組織化に入りましょう。

統括センターは木更津・君津・久留里・横田駅、木更津運輸区が木更津統括センターになるなど広域が一つの職場になる。JR東日本は昨年8月に「鉄道部門4千人削減」を打ち出し、「多様な経験を積んでもらう」「柔軟な働き方」と称して合理化攻撃を加速している。

ワンマン運転も拡大している。都内の青梅・奥多摩間にワンマン運転が導入され、水戸支社では常磐線の水戸ーいわき間の7割の普通列車がワンマン化された。5月1日現在で、在来線66線区のうち47線区でワンマン運転が実施されている。山手線・京浜東北線・南武線・横浜線・根岸線・常磐線について25〜30年にワンマン化する方針が出されている。



6月22日から幕張車両センター、京葉車両センターが首都圏本部所属になった。横浜・八王子・高崎・水戸の各支社所属の車両センターも首都圏本部に編入され、東京地区・新宿地区・上野地区に割り振られた。これは車両研修部門の最終的な大再編が開始であり、「ミライの車両サービス&エンジニアリング」の本格化だ。これは検修業務を「鉄道事業者としての業務」「現場に直結した業務」に分けて前者だけをJRに残し、現場の検修業務はほぼJRには残らない。外注化と一体で定期検査の概念も破壊

JRの職場における闘いは正念場だ。動労千葉と共に立ち向かい、11月労働者集会へ向かっていこう。

「新自由主義と闘う労働運動を」

労働運動の3テーマをめぐる討論集会

国鉄闘争全国運動は6月17日、「国鉄闘争から新自由主義と闘う労働運動の再生を」と題して討論集会を行いました(前号既報)。「労組弾圧との闘い」「新自由主義との闘い」「反戦闘争」の3テーマで報告を受けました。

労組弾圧との闘い

はじめに港合同の木下執行委員が関生支部弾圧との闘いを主なテーマに報告。

関生支部とは地域の闘いを牽引し、弾圧などに対し互いに支援・激励を行ってきた関係です。木下さんは、弾圧に対し「改憲・戦争に向けた労組弾圧との闘い」と提起して抗議集会や組合員への激励行動などの反撃に立ち、関生支部と共に地域との結合、新たな連帯行動で弾圧を乗り越えてきたと報告しました。

困難な中でも反撃に立つことで労働委員会の勝利などがちとられ、和歌山事件では逆転無罪と産業別労働運動の権利を認めさせる高裁判決をかちとり、



闘いは反転攻勢へと進んでいきます。こうした闘いを踏まえて、「この弾圧を打ち破る闘いの中に階級的労働運動を甦らせる道、11月労働者集会1万人結集の道もある」と訴えました。

続いて自治労広島市労働組合の福井利明前執行委員長が報告。広島市職労は連合結成過程で自治労を脱退し、数年後に自治労連に加入。1996年8月に自治労傘下の広島市労働組合が結成されました。福井さんは2001年に広島市役所に入職後、「理不尽な分割・民営化に対して闘い解雇されるのは間違っているし、解雇撤回の闘いに同じ労働者は協力してくれる」という思いで職場で動労千葉物販を開始。次第に

反戦闘争

「反戦闘争」のテーマでは、神奈川労組交流センター三浦半島教育労働者部会から梶淵さんが報告。三浦半島地区教職員組合(三教組)は、米海兵隊基地や自衛隊基地がある地域において反戦反基地闘争を軸に組織され、神奈川県教組の「鬼っ子」と呼ばれた過去も。

梶淵さんは事務職員部長を務め、女性が多かつたは「お茶くみや電話番は当たり前」という女性差別が横行する学校事務職場の状況を職場闘争で変革し、「職場の民主化」運動や反戦闘争の先頭で闘ってきた。

物販に協力してくれる人が増えていき自治労の組合員も拡大。「ここに労働者の団結を見る思いだ」と語りました。

正規職員の退職者補充に会計年度任用職員をあてることに反対し、現業職給出で団交を行い、初めて交渉決裂となった闘い。初めにも印象的だと報告。会計年度任用職員の組合員が団体交渉に参加し、前面に立って当局とわたりあったとして「団交は正規・非正規関係なく、労働者が自らの力で主張していくも」と語りました。

最後に教訓として、①動労千葉物販が闘いの基礎にあった。②継続は力なり。けつして諦めないこと。③職場生産点からの闘いが重要。④非正規労働者は救済対象ではなく力を持った存在、雇用形態に関係なく同じ労働者として団結していくこと。⑤反戦・平和を闘う労働組合を作っていくことの重要性を提起しました。

深刻な長時間労働と非正規化、年度初めから欠員の要員不足の中で「教育崩壊」といふべき職場状況の一方、労働組合を求め若者が増えている現状などを語りました。

また、「改憲・戦争阻止!大行進神奈川」を、三教組の中に階級的労働運動の主体をいかに作るか、反戦闘争を労働組合の「最も重要な任務」として確立していくかの問題意識で取り組んできた報告。「教え子を戦場に送るな」のスローガンを実際の戦争を阻止する行動原理として階級的に甦らせることが必要」と決意を語りました。

関生支部和歌山事件 逆転無罪判決の意義

2018年から続く関西生工支部への弾圧との闘いにおいて、武谷新吾書記次長ら3人を被告とする和歌山事件で大阪高裁は無罪判決を出し、検察は上告でぎりぎり無罪判決が確定した。反転攻勢の始まりだ。以下、和歌山事件判決の内容と意義について考えたい(『労働法律旬報』23年6月25日号の特集「関西地区生工支部刑事事件裁判闘争の現状」などを参照した)。

和歌山事件は、関西生工支部の組合事務所などに対する元暴力団員を使った調査・監視行動について、それを指示したと思われる和歌山県広域生工協同組合の理事長Aらに対し、武谷書記次長らが「組合に謝罪を」「Aは暴力団の利用をやめろ」「やくざと癒着するな」などと抗議したことについて、威力業務妨害罪・強要未遂罪の容疑で逮捕したものだ。

3 本件抗議・謝罪要求活動の態様は、広域協事務所外の街宣活動や広域協事務所内での一部の発言等といった若干の行き過ぎといえる部分を含むものとはいえ、暴力を伴うものではないし、一連のやり取りを全体的に見た場合、被告人らの行為が社会的相当性を明らかに逸脱するまでとはいえず、労組法1条2項の適用または類推適用により正当行為として違法性が阻却されることとすべき

2 (元暴力団員らによる)調査・監視行為は、関生支部の団結権を大きく脅かすものであり、関生支部幹部等がAのもとへと抗議等に赴くことは、それが暴力の行使を伴うなど不当な行為に及ぶものでない限り、団結権を守ることを目的とした正当な行為として労組法1条2項(労働組合の正当な行為についての刑事上の免責)の適用または類推適用を受ける

1 高裁判決は、Aが元暴力団員に指示したとの疑いを抱き事実確認と謝罪を求めたもので、疑い自身は誤ったものとは言えないとし、また労働組合の行為について「労働基本権の自由権の側面を憲法の保障の趣旨を超えて制約することにならないか」という具体的な判断基準によって違法性を判断すべきとし、そこから労組法1条2項の正当行為であるかどうかを判断するとして(中島光孝弁護士のコメント)。

「正当な活動」 地裁判決は、関生支部組合員の中にAや広域協に雇用される者がいないから労働組合の活動としての正当性がないとしている。これに対し高裁判決は、「産業別労働組合である関生支部は、

却される合理的な疑いが残る」との判断が明言された。また、こうした判断に至る前提として、一審判決が「事実経過を全体的かつ公平に評価せずに認定した不合理な事実関係を基に、強要未遂罪及び威力業務妨害罪の各種構成要件該当性を認めたもので、判決に影響を及ぼすことが明らか事実の誤認がある」としている。

特定企業に雇用される組合員の労働条件の維持改善にとまらず、当該産業・職業における統一的・横断的な基準の設定をめざした団体行動を志向することに産業別労働組合の特徴があり、その行動は当然にも組合員を雇用していない企業にも向けられる。

憲法28条や労組法は、労働組合の形態や種類による取り扱いの差を設けていない。当然、産業別労働組合も労働組合の要件を満たしている限り、労働3権を行使できる。もちろん関西生工労働組合は労働委員会から「法適合組合」と認定されている。産業別労働組合としての組織の性格や、目的・機能を踏まえてその活動を検討・評価することが法的にも求められる。

この点に関して、関西生工労働組合は、生工業界の中小零細企業の業務に従事する労働者を組織対象とし、組合員の労働条件を大きく規定する生工価格協同組合による共同受注・共同販売に左右される。関西生工労働組合の活動が特定企業を超えて行われることは、組合員の雇用や権利を守るために要請される。ごく自然なことなのだ。

高裁判決は、一審判決の事実認定の基本的スタンスそのものを覆し、「労働組合の団結権を守る」ことを目的として行った関生支部の抗議活動において、Aや広域協は「労働関係上の当事者」に該当するとして、憲法28条や労組法の保障を受け、労働組合の正当な活動は、違法性が阻却されるとして、一審判決及びこれまでの産業別労働組合の団体行動をめぐる裁判とも一線を画す内容になっている。

高裁判決が、産業別労働組合の労働基本権を確認し、団体行動の正当性を認め、これが検察の上告を許さず確定したことは決定的だ。労働裁判における判決や学説は、まさに闘いによって有利にも不利にも作られる。

「これは当たり前だけど重要な判決。日本では企業別組合が主流だからとそれを前提としてしか憲法28条を理解しない」とすれば大きな誤り。「全国の仲間を支援によってこの判決は勝ち取れた。この判決を労働現場でしっかりと活用していただき闘う労働組合の拡大を」(6・18国鉄集会での武谷さんの訴え)

関西生工支部をめぐる不当弾圧裁判は、3月の大津地裁が湯川委員長に対し懲役4年の実刑判決の上告審など、数多くの裁判が残っている。あるいは組合員の脱退強要など現場をめぐる攻防も激しく闘われている。全国から支援連帯を集中し、共に弾圧を打ち破りたい。

産業別労組の正当な活動-労働基本権を認めさせた

産業企業の経営者・使用者あるいはその団体と、労働関係上の当事者にあたる」として、団結権の保障を受け、労働組合の正当な活動として違法性が阻却されることとしている。

企業別組合が多数を占める日本では、労働組合の団体行動が組合員を雇用する企業を対象として行われることが一般的だ。だが、産業別労働組合は、「職種や熟練度の違いにかかわらず、同一産業に従事する全労働者」に該当するとして、憲法28条や労組法の保障を受け、労働組合の正当な活動は、違法性が阻却されるとして、一審判決及びこれまでの産業別労働組合の団体行動をめぐる裁判とも一線を画す内容になっている。

特定企業に雇用される組合員の労働条件の維持改善にとまらず、当該産業・職業における統一的・横断的な基準の設定をめざした団体行動を志向することに産業別労働組合の特徴があり、その行動は当然にも組合員を雇用していない企業にも向けられる。

憲法28条や労組法は、労働組合の形態や種類による取り扱いの差を設けていない。当然、産業別労働組合も労働組合の要件を満たしている限り、労働3権を行使できる。もちろん関西生工労働組合は労働委員会から「法適合組合」と認定されている。産業別労働組合としての組織の性格や、目的・機能を踏まえてその活動を検討・評価することが法的にも求められる。

この点に関して、関西生工労働組合は、生工業界の中小零細企業の業務に従事する労働者を組織対象とし、組合員の労働条件を大きく規定する生工価格協同組合による共同受注・共同販売に左右される。関西生工労働組合の活動が特定企業を超えて行われることは、組合員の雇用や権利を守るために要請される。ごく自然なことなのだ。

高裁判決は、一審判決の事実認定の基本的スタンスそのものを覆し、「労働組合の団結権を守る」ことを目的として行った関生支部の抗議活動において、Aや広域協は「労働関係上の当事者」に該当するとして、憲法28条や労組法の保障を受け、労働組合の正当な活動は、違法性が阻却されるとして、一審判決及びこれまでの産業別労働組合の団体行動をめぐる裁判とも一線を画す内容になっている。

高裁判決が、産業別労働組合の労働基本権を確認し、団体行動の正当性を認め、これが検察の上告を許さず確定したことは決定的だ。労働裁判における判決や学説は、まさに闘いによって有利にも不利にも作られる。

「これは当たり前だけど重要な判決。日本では企業別組合が主流だからとそれを前提としてしか憲法28条を理解しない」とすれば大きな誤り。「全国の仲間を支援によってこの判決は勝ち取れた。この判決を労働現場でしっかりと活用していただき闘う労働組合の拡大を」(6・18国鉄集会での武谷さんの訴え)

関西生工支部をめぐる不当弾圧裁判は、3月の大津地裁が湯川委員長に対し懲役4年の実刑判決の上告審など、数多くの裁判が残っている。あるいは組合員の脱退強要など現場をめぐる攻防も激しく闘われている。全国から支援連帯を集中し、共に弾圧を打ち破りたい。

この点に関して、関西生工労働組合は、生工業界の中小零細企業の業務に従事する労働者を組織対象とし、組合員の労働条件を大きく規定する生工価格協同組合による共同受注・共同販売に左右される。関西生工労働組合の活動が特定企業を超えて行われることは、組合員の雇用や権利を守るために要請される。ごく自然なことなのだ。

高裁判決は、一審判決の事実認定の基本的スタンスそのものを覆し、「労働組合の団結権を守る」ことを目的として行った関生支部の抗議活動において、Aや広域協は「労働関係上の当事者」に該当するとして、憲法28条や労組法の保障を受け、労働組合の正当な活動は、違法性が阻却されるとして、一審判決及びこれまでの産業別労働組合の団体行動をめぐる裁判とも一線を画す内容になっている。

高裁判決が、産業別労働組合の労働基本権を確認し、団体行動の正当性を認め、これが検察の上告を許さず確定したことは決定的だ。労働裁判における判決や学説は、まさに闘いによって有利にも不利にも作られる。

「これは当たり前だけど重要な判決。日本では企業別組合が主流だからとそれを前提としてしか憲法28条を理解しない」とすれば大きな誤り。「全国の仲間を支援によってこの判決は勝ち取れた。この判決を労働現場でしっかりと活用していただき闘う労働組合の拡大を」(6・18国鉄集会での武谷さんの訴え)

関西生工支部をめぐる不当弾圧裁判は、3月の大津地裁が湯川委員長に対し懲役4年の実刑判決の上告審など、数多くの裁判が残っている。あるいは組合員の脱退強要など現場をめぐる攻防も激しく闘われている。全国から支援連帯を集中し、共に弾圧を打ち破りたい。

この点に関して、関西生工労働組合は、生工業界の中小零細企業の業務に従事する労働者を組織対象とし、組合員の労働条件を大きく規定する生工価格協同組合による共同受注・共同販売に左右される。関西生工労働組合の活動が特定企業を超えて行われることは、組合員の雇用や権利を守るために要請される。ごく自然なことなのだ。

高裁判決は、一審判決の事実認定の基本的スタンスそのものを覆し、「労働組合の団結権を守る」ことを目的として行った関生支部の抗議活動において、Aや広域協は「労働関係上の当事者」に該当するとして、憲法28条や労組法の保障を受け、労働組合の正当な活動は、違法性が阻却されるとして、一審判決及びこれまでの産業別労働組合の団体行動をめぐる裁判とも一線を画す内容になっている。

高裁判決が、産業別労働組合の労働基本権を確認し、団体行動の正当性を認め、これが検察の上告を許さず確定したことは決定的だ。労働裁判における判決や学説は、まさに闘いによって有利にも不利にも作られる。

「これは当たり前だけど重要な判決。日本では企業別組合が主流だからとそれを前提としてしか憲法28条を理解しない」とすれば大きな誤り。「全国の仲間を支援によってこの判決は勝ち取れた。この判決を労働現場でしっかりと活用していただき闘う労働組合の拡大を」(6・18国鉄集会での武谷さんの訴え)

関西生工支部をめぐる不当弾圧裁判は、3月の大津地裁が湯川委員長に対し懲役4年の実刑判決の上告審など、数多くの裁判が残っている。あるいは組合員の脱退強要など現場をめぐる攻防も激しく闘われている。全国から支援連帯を集中し、共に弾圧を打ち破りたい。

この点に関して、関西生工労働組合は、生工業界の中小零細企業の業務に従事する労働者を組織対象とし、組合員の労働条件を大きく規定する生工価格協同組合による共同受注・共同販売に左右される。関西生工労働組合の活動が特定企業を超えて行われることは、組合員の雇用や権利を守るために要請される。ごく自然なことなのだ。

高裁判決は、一審判決の事実認定の基本的スタンスそのものを覆し、「労働組合の団結権を守る」ことを目的として行った関生支部の抗議活動において、Aや広域協は「労働関係上の当事者」に該当するとして、憲法28条や労組法の保障を受け、労働組合の正当な活動は、違法性が阻却されるとして、一審判決及びこれまでの産業別労働組合の団体行動をめぐる裁判とも一線を画す内容になっている。